

平成20年5月教育委員会定例会会議録

報告事項

報 第 3号 教職員の処分について

東中小中学校課長から、酒気帯び運転により検挙された公立中学校教諭を、平成18年11月に改正した「懲戒処分の指針」を基準として免職とした旨の説明があり、報告のとおり了承された。

付議事項

議案第 2号 教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則（案）について

小中学校課長から、指導が不適切な教員に対し、平成13年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）の一部が改正されたことに伴って、本県においても、平成15年4月に「地教行法第47条の2第2項に規定する手続に関する規則」を制定するとともに、平成17年4月に「児童生徒を適切に指導できない教員の人事管理に関する取扱要綱」を作成した。この要綱では、教員以外への転職だけでなく、状況に応じて退職勧奨や免職等の分限処分についての人事上の措置が盛り込まれていた。さらに、教員全体への信頼性を向上させ、全国的な教育水準の維持を図る観点から、平成19年6月に教育公務員特例法（以下、「教特法」という。）の一部が改正され、指導が不適切であると認定した教員に対して、指導を改善する研修を実施すること等が義務付けられたため、新たに規則を制定したいとの説明があった。

委員から、申請にあたって、校長等が教員の指導が不適切であると判断するための基準について質問があり、小中学校課長から学習指導、生徒指導、学級経営及び社会性に関することの4項目を設定しているとの回答があった。

委員から、教育センター学びの丘における研修体制等について質問があり、小中学校課長から、指導面等の不適切な部分を補う研修を行い、その研修結果を審査委員会に報告し、復帰について

総合的に判断しているとの回答があった。

委員から、教科等の指導力が不足している教員に対する判断基準や対処方法等についての質問があり、小中学校課長から、現在の取扱要綱において、教育活動の遂行が継続的に著しく支障を来している場合を想定しており、一過性の場合を対象としないとの回答があった。

委員から、約1年間の研修で、指導力の研修よりも病気の治療が優先する等緊急的な判断を必要とする場合の規定について質問があり、小中学校課長から、研修中において、病気等が原因であることが判明した場合、病気休暇等について認定する教職員特別健康管理審査会と連携して、研修を中断して病気休暇とした事例があるとの回答があった。

委員から、教員以外の県職員への転職について県人事委員会との連携・協議について質問があり、小中学校課長から、策定時に連携・協議しているとの回答があった。

委員から、研修終了後、学校現場に復帰した際のサポート体制について質問があり、小中学校課長から、校長が授業の様子等を観察して、教育委員会に定期的に報告書を提出するとともに、教育委員会が学校訪問をしてヒアリングを行っているとの回答があった。

委員から、指導が不適切であると認定された人数と男女比率について質問があり、小中学校課長から、平成17年度から平成20年度現在までの状況について説明があった。

委員から、審査委員会委員における保護者の選考基準について質問があり、小中学校課長から現在検討中であるとの説明があった。

委員から、県内の小・中・高校の教員数から判断して認定数が少ないと思うが、今回制定する規則による認定数への影響について質問があり、小中学校課長から、地教行法の改正により制定された既存の規則や要綱は、主に教員以外への転任等を想定しているが、教特法の改正は、指導を改善する研修等が義務付けられたために、これまでの規則等に加えて厳しく対応できるとの回答があった。

委員から、認定を厳しくすることで、教員全体への信頼を高めるとともに、児童生徒の人格形成に重要な時期である学校生活において支障がないようにしてほしいとの意見があった。

委員から、今回制定する規則等を学校や教員に周知徹底して、指導が不適切であると自覚していない教員に対しては、研修において指導方法や役割等を厳しく指導するとともに、校長等の管理職は日頃から授業や学校での行動等を観察しなければならないとの意見があった。

委員から、免職等の分限処分や教員以外への転任等を行う場合には県人事委員会と協議をして、転任者の適正に合った職場に配置する等この制度を積極的に活用して、職場の選択範囲を広げ、適材適所に配置してほしいとの意見があった。

以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 3号 和歌山県立図書館協議会委員の任免（案）について

萩原生涯学習課長から、県立図書館協議会の委員1名が任期途中で辞任する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 4号 平成20年度生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰の候補者推薦（案）について

森岡スポーツ課長から、生涯スポーツ功労者として、ユース・ホステル運動を普及するために団体を設立し、長年にわたり役員を務め、運動の推進を通じて青少年の健全育成に尽力されるなど功績のある者1名とスポーツ医科学を扱う専門委員会の設置に尽力するとともに、体力・スポーツ巡回指導を通して県民の体力向上を積極的に図るなど功績のある者1名の推薦を行い、また、生涯スポーツ優良団体として、中学生及び高校生を中心として体操競技の普及及び強化に努め、体操競技を通して礼節指導を行うなど青少年の健全育成に尽力されるなど功績のある1団体を推薦したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 5号 平成20年度体育指導委員功労者表彰の候補者推薦（案）について

スポーツ課長から、長年にわたり地域における体育行事の企画・運営を行うなど、地域の体育活動に積極的に取り組むとともに、体育指導委員会の役員として体育指導委員の育成や関係団体

の充実に貢献し、生涯スポーツの更なる発展に尽力されている体育指導委員1名を推薦したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。